

令和4年第2回那須烏山市議会5月臨時会（第1日）

令和4年5月10日（火）

開会 午前10時00分

閉会 午後 2時54分

◎出席議員（16名）

1番	高木洋一	2番	福田長弘
3番	荒井浩二	4番	堀江清一
5番	興野一美	6番	青木敏久
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
11番	田島信二	12番	渋井由放
13番	沼田邦彦	14番	中山五男
15番	高田悦男	16番	平塚英教

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	澤村誠一
総合政策課長	菊池義夫
まちづくり課長	大谷光幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	高濱裕子
市民課長	大谷啓夫
福祉事務所長兼健康福祉課長	皆川康代
こども課長	川俣謙一
農政課長	深澤宏志
商工観光課長	小原沢一幸
都市建設課長	佐藤光明
上下水道課長	高田勝
学校教育課長	大鐘智夫

生涯学習課長

水 上 和 明

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

村 上 和 史

書 記

菅 谷 莉 子

○議事日程

日程 第 1 仮議席の指定について（臨時議長提出）

日程 第 2 選挙第1号 議長の選挙について（臨時議長提出）

○追加議事日程（第1号）

追加日程第 1 議席の指定について（議長提出）

追加日程第 2 会議録署名議員の指名について（議長提出）

追加日程第 3 会期の決定について（議長提出）

追加日程第 4 選挙第2号 副議長の選挙について（議長提出）

追加日程第 5 報告第2号 常任委員会委員の選任について（議長提出）

追加日程第 6 報告第3号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）

追加日程第 7 報告第4号 議会広報委員会委員の選任について（議長提出）

追加日程第 8 報告第5号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）

追加日程第 9 報告第6号 議会運営委員会委員の選任について（議長提出）

追加日程第10 報告第7号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）

追加日程第11 選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について（議長提出）

追加日程第12 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）

追加日程第13 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第11号）について）（市長提出）

追加日程第14 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例等の一部改正について）（市長提出）

追加日程第15 議案第3号 那須烏山市副市長の選任同意について（市長提出）

追加日程第16 議案第4号 那須烏山市監査委員の選任同意について（市長提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○臨時議長（中山五男） ただいま出席している議員は16名全員です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回那須烏山市議会5月臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長等の出席を求めていますので、御了解願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（中山五男） 日程第1 仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま着席の議席を仮議席と指定いたします。

ここで、市長、教育長及び各課長には、議会の人事案件等が決定されるまでの間、退席いただきたくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

（執行部 退席）

再開 午前10時02分

○臨時議長（中山五男） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第2 選挙第1号 議長の選挙について

○臨時議長（中山五男） 日程第2 選挙第1号 議長の選挙を行います。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（菊地唯一） 選挙第1号 議長の選挙について。地方自治法第103条第1項の規定により、議長の選挙を行うものとする。令和4年5月10日提出。那須烏山市議会臨時議長 中山五男。

以上でございます。

○臨時議長（中山五男） お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推薦にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法については、指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、臨時議長において指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、臨時議長により指名することに決定いたしました。

議長に、12番渋井由放議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長が指名いたしました渋井由放議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、選挙第1号については、ただいま指名いたしました渋井由放議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました渋井由放議員が議場におられますので、那須烏山市議会会議規則第32条第2項の規定に基づき、本席より当選の告知をいたします。

ここで、議長に当選されました12番渋井由放議員の議長就任の挨拶の発言を許可いたします。

12番渋井由放議員。

〔12番 渋井由放 登壇〕

○12番（渋井由放） 皆さん、改めましてこんにちは。まずもって、今回から16人体制で議会を運営していくこととなります。皆さんに御協力をいただきまして、庁舎の問題、防災・減災問題等の大きな問題や議会の中にタブレットを導入すること、新しい議会の広報を発行すること、議会だよりですね、そういうものを皆さんと一丸となって進めてまいりたい、議論をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○臨時議長（中山五男） それでは、議長が決定いたしましたので、議長職を交代いたします。皆さん方の御協力、大変ありがとうございました。

〔臨時議長 降壇〕

〔議長 着席〕

○議長（渋井由放） 会議を進めます。

本日の議事日程の追加についてお諮りいたします。これより日程を追加して議事を進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認め、日程を追加して議事を進めることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時07分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加議事日程及び議案書を配付いたします。

（追加議事日程・議案書配付）

○議長（渋井由放） 追加議事日程を事務局長に朗読させます。

○事務局長（菊地唯一） 追加議事日程（第1号）。令和4年第2回那須烏山市議会5月臨時会（第1日）。追加日程第1 議席の指定について。議長追加日程第2 会議録署名議員の指名について。追加日程第3 会期の決定について。追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙について。追加日程第5 報告第2号 常任委員会委員の選任について。追加日程第6 報告第3号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について。追加日程第7 報告第4号 議会広報委員会委員の選任について。追加日程第8 報告第5号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告について。追加日程第9 報告第6号 議会運営委員会委員の選任について。追加日程第10 報告第7号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について。追加日程第11 選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について。追加日程第12 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）。追加日程第13 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第11号）について）。追加日程第14 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例等の一部改正について）。追加日程第15 議案第3号 那須烏山市副市長の選任同意について。追加日程第16 議案第4号 那須烏山市監査委員の選任同意について。

以上でございます。

◎追加日程第1 議席の指定について

○議長（渋井由放） 追加日程第1 議席の指定を行います。議席は、那須烏山市議会会議規則第4条第1項の規定に基づき、議長において指定いたします。議席については、現在着席している議席のとおり指定いたします。

◎追加日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（渋井由放） 追加日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、那須烏山市議会会議規則第87条の規定に基づき、議長において

1番 高木洋一議員

2番 福田長弘議員を指名いたします。

◎追加日程第3 会期の決定について

○議長（渋井由放） 追加日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙について

○議長（渋井由放） 追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙を行います。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（菊地唯一） 選挙第2号、副議長の選挙について。地方自治法第103条第1項の規定により、副議長の選挙を行うものとする。令和4年5月10日提出。那須烏山市議会 議長 渋井由放。

以上でございます。

○議長（渋井由放） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時26分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。副議長の選挙は、投票によることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、投票によることと決定いたしました。
議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（渋井由放） ただいまの出席議員は16名です。投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（渋井由放） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 配付漏れはなしと認めます。

次に、那須烏山市議会会議規則第28条第2項の規定に基づき、職員によって投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（渋井由放） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名・フルネームを記載の上、1番議員より順次お名前を読み上げますので、順に投票願います。

事務局長に点呼させます。

（事務局長点呼・投票）

○議長（渋井由放） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 投票漏れはないものと認めます。投票を終了いたします。

直ちに開票を行います。開票に当たり、那須烏山市議会会議規則第31条第2項の規定に基づき、立会人2名を指名いたします。立会人に、1番高木洋一議員、2番福田長弘議員を指名いたします。

立会人は開票の立会いをお願いします。

（開 票）

○議長（渋井由放） 選挙の結果を報告いたします。

投票人員16人、投票総数16票、うち有効投票16票、無効投票0票。有効投票のうち、青木敏久議員9票、小堀道和議員7票。以上のとおりであります。

立会人は議席にお戻りください。

この選挙の法定得票は、地方自治法第118条第1項及び公職選挙法第95条第1項第3号の規定に基づき、（定数16の4分の1以上）4票であります。したがって、青木敏久議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(渋井由放) ただいま副議長に当選されました青木敏久議員が議場におられますので、那須烏山市議会会議規則第32条第2項の規定に基づき、本席より当選の告知をいたします。

ここで、副議長に当選されました青木敏久議員の副議長就任の挨拶の発言を許します。

〔6番 青木敏久 登壇〕

○6番(青木敏久) 改めまして、皆様こんにちは。青木敏久でございます。このたび副議長に当選させていただきました。現在、本市を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症パンデミック等により社会経済活動が大変低迷しております。その中で副議長の任を受けまして、大変身の引き締まる思いと重責を痛感しているところでございます。

先ほど議長が申されましたとおり、本市を取り巻く様々な課題が山積しております。こういった課題につきまして、議会を代表する1人といたしまして住民の声に真摯に耳を傾け、公正・公平な、そして円滑な議事運営の補佐役として務めてまいりたいと存じます。

どうぞ皆様の御理解、御支援を賜りたくお願い申し上げまして、御挨拶に代えさせていただきます。

○議長(渋井由放) ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時53分

○議長(渋井由放) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第5 報告第2号 常任委員会委員の選任について

○議長(渋井由放) 追加日程第5 報告第2号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長(菊地唯一) 報告第2号 常任委員会委員の選任について。那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第4条第1項の規定により、常任委員会委員の選任をしたので次のとおり報告する。令和4年5月10日提出。那須烏山市議会議長 渋井由放。

総務企画常任委員会委員 堀江清一、青木敏久、滝口貴史、渋井由放、平塚英教。

文教福祉常任委員会委員 高木洋一、福田長弘、相馬正典、田島信二、沼田邦彦、中山五男。

経済建設常任委員会委員 荒井浩二、興野一美、矢板清枝、小堀道和、高田悦男。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 常任委員会委員の選任につきましては、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第4条第1項の規定に基づき、議長が指名することになっておりますので、ただいまの朗読のとおり各常任委員会委員を選任いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第6 報告第3号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（渋井由放） 追加日程第6 報告第3号 常任委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（菊地唯一） 報告第3号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について。各常任委員会において那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定による委員長及び副委員長の互選をしたので、次のとおり報告する。令和4年5月10日提出。那須烏山市議会議長 渋井由放。

総務企画常任委員会委員長 滝口貴史。副委員長 堀江清一。

文教福祉常任委員会委員長 福田長弘。副委員長 高木洋一。

経済建設常任委員会委員長 矢板清枝。副委員長 興野一美。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 各常任委員会委員長及び副委員長については、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定に基づき、各委員会において互選することとなっておりますので、ただいまの朗読のとおり報告いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時25分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第7 報告第4号 議会広報委員会委員の選任について

○議長（渋井由放） 次に、追加日程第7 報告第4号 議会広報委員会委員の選任についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（菊地唯一） 報告第4号 議会広報委員会委員の選任について。那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第7条第3項において準用する第4条第1項の規定により、議会広報委員会委員の選任をしたので、次のとおり報告します。令和4年5月10日提出。那須烏山市議会議長 渋井由放。

議会広報委員会委員 高木洋一、福田長弘、荒井浩二、堀江清一、興野一美、青木敏久、小堀道和、相馬正典。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 議会広報委員会委員の選任につきましては、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第7条第3項において準用する第4条第1項の規定に基づき、議長が指名することになっておりますので、ただいまの朗読のとおり議会広報委員会委員を選任いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時41分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第8 報告第5号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（渋井由放） 追加日程第8 報告第5号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（菊地唯一） 報告第5号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告について。議会広報委員会において、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定による委員長及び副委員長の互選をしたので、次のとおり報告する。令和4年5月10日提出。那須烏山市議会議長 渋井由放。

議会広報委員会委員長 小堀道和。副委員長 荒井浩二。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 議会広報委員会委員長及び副委員長については、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定に基づき、委員会において互選することとなっておりますので、ただいまの朗読のとおり報告いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時53分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第9 報告第6号 議会運営委員会委員の選任について

○議長（渋井由放） 次に、追加日程第9 報告第6号 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（菊地唯一） 報告第6号 議会運営委員会委員の選任について。那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第6条第3項において準用する第4条第1項の規定により、議会運営委員会委員の選任をしたので、次のとおり報告する。令和4年5月10日提出。那須烏山市議会議長 渋井由放。

議会運営委員会委員 福田長弘、矢板清枝、滝口貴史、小堀道和、中山五男、高田悦男、平塚英教。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 議会運営委員会委員の選任につきましては、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第6条第3項において準用する第4条第1項の規定に基づき、議長が指名することとなっておりますので、ただいまの朗読のとおり選任いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 0時07分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第10 報告第7号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について

て

○議長（渋井由放） 追加日程第10 報告第7号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（菊地唯一） 報告第7号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について。議会運営委員会において、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定による委員長及び副委員長の互選をしたので、次のとおり報告する。令和4年5月10日提出。那須烏山市議会議長 渋井由放。

議会運営委員会委員長 中山五男。副委員長 平塚英教。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 議会運営委員会委員長及び副委員長につきましては、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定に基づき、委員会において互選することとなっておりますので、ただいまの朗読のとおり報告いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時09分

再開 午後 1時36分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎追加日程第11 選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について

○議長（渋井由放） 次に、追加日程第11 選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（菊地唯一） 選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について。南那須地区広域行政事務組合同規約第6条の規定に基づき、議員の選挙を行うものとする。令和4年5月10日提出。那須烏山市議会議長 渋井由放。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 本件は、南那須地区広域行政事務組合同規約に基づき南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙を行うものであります。選挙の方法については、地方自治法第

118条第2項の規定に基づき、指名推選としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は議長において指名をすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

南那須地区広域行政事務組合議会議員については、次の6名を指名いたします。

3番荒井浩二議員、5番興野一美議員、12番渋井由放議員、13番沼田邦彦議員、14番中山五男議員、16番平塚英教議員。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました6名を南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙の当選人として定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、選挙第3号については、ただいま指名しました議員を選挙の当選人と決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時47分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第12 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（渋井由放） 追加日程第12 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）を議題とします。

なお、以降の議案書の朗読につきましては、那須烏山市議会会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第1号について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、御報告いたします。

専決処分の内容は、令和3年6月29日午後6時50分頃、那須烏山市南大和久814-1先の市道富士見台工業団地線において、相手方車両が当該地を通行中、当該市道路面に発生していた陥没穴に脱輪したことにより車両に損害が発生した事故につきまして、損害賠償額が決定し、和解が成立したものであります。

なお、損害賠償額は相手方の車両の修理代であり、損害額5万820円のうち、市の過失割合80%を乗じた4万656円を市が支払うこととなりましたので、御報告を申し上げます。

なお、当該地につきましては、市道を管理する都市建設課において路面復旧工事を実施し、現在、良好な状態を保持しておりますので、申し添えをいたします。

今後も適切な道路管理を行い、未然の事故防止に取り組んでまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（渋井由放） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件ではございますが、この際、質疑があれば、これを許します。

4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） この手の専決処分って、結構毎年のようにあるような気がしております。それで、未然に防ぐために、地域住民の方、また富士見台工業団地のところですか、これは。工業団地に勤めている社員の方が多数おられる中で、このような道路に穴が空いているというのは多分、多くの方は御存じだと思います。それで、市のほうに報告がなかったというのがあって、こういうふうな事態になっていると。穴を放置している時間があったがために、こういう事故があると。穴が小さいうちに報告があれば、こういうことはない。

これを市民、もしくは市外から来られて職場に勤めている方々、どなたでもいいとは思いますが、周知徹底して、広報なり、そういうところでこういう事例があるということを経験した人に伝えて、穴が小さいうちに都市建設課なり市役所、どの部門でも受け付けられるような環境にしておいてやれば、こういう事例は減ると思っておりますので、今後、対策されたらいいかと思いますが、いかがですか。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 今回の事故につきましては、富士見台工業団地線ということで、そちらにお勤めの方の通勤道路でございました。私も緑地運動公園のほうにはスポーツ関係で行きまして、穴が空いているのを発見し、翌日には埋めたんですが、通勤者からの連絡等

はなかったというところで、このような事故になってしまったということで、堀江議員の御提案、もっともだと思えますので、市民の方に周知をし、こういう事故が未然に防げるような体制を図っていければと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 穴が小さいうちに、大きくなる前に、多くの市民が連絡を取りやすい環境をぜひつくっていただければと思えます。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 3点ほどお伺いしたいので、よろしくお願ひいたします。

まず、この事故発生年月日は6月29日ということで、専決処分で、報告が今の時期になってしまったのに、話合いの中で何か理由があったのかということが1点と、あと和解内容のほうで過失割合が8対2とあるんですが、こういった事故において、この過失割合というのは一般的なものなのかということをお伺いします。

あと最後に、こちらの事故現場なんですが、今年の10月1日から国体をやると思うんですが、そちらの会場から近い道路、そこの会場に入るために必要な重要な道路になると思うんですが、国体までに道路の改修の予定があるのか、そこに関してお伺いいたします。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） まず1点、事故発生が6月29日、示談につきましては今年の3月20日ということで、事故当事者との調整がなかなかうまくいかず延び延びになってしまい、今回の報告となりました。

過失割合につきましては、通常、自動車が走行しておりますので、スタートにつきましては5：5でスタートします。その中で、当事者と保険会社等を含めまして、私も入り調整をした結果、最終的に8対2ということで示談が成立をしたということになりますので、通常よりは過失割合は少し多いのかなという感じがしております。

それから、富士見台工業団地線につきましては、公共施設等適正管理推進事業債ということで、起債事業を利用しまして、昨年8月から11月にかけてきれいに改修工事が終わっておりますので、申し添えますので、よろしく申し上げます。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 私もうっかり忘れていたんですけど、あそこ確かにきれいになっていたと思えます。すみませんでした。

それで、過失割合がスタート後、5：5で、その後、最終的に調整が入って8対2になったということで、これは市の道路管理に落ち度があったということで、過失割合が増えたという

解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 市のほうに過失割合があったというところと、あと当日の天候、時間帯等も考慮した上での8対2ということになります。

○3番（荒井浩二） 了解しました。

○議長（渋井由放） ほかにございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 今、荒井議員が質問したとおり、事故発生から和解するまでに相当時間がかかっていますね。なぜこれほどの、人身事故でないにもかかわらず何か月もかかってしまったのでしょうか。これは多分、保険会社に一切お任せをし、そこで処理をしたためにこれほどの時間がかかったのではないかと思います。これは事故が起きたら一日も早く解決するという方向でこれから処理すべきではないかと思いますが、このことをこれからどうすべきなのが1点。

もう1点、これは事故が起きるたびに未然の事故防止策に取り組んでいると言いますが、これはもう聞き飽きているような状況です。にもかかわらず、後から後からこういった事故が起きる。私を含めて全議員が今回の選挙の関係で市道を利用しましたが、その中に随分あちこちに細かい亀裂とか穴がありましたね。私らでさえ、そういうふうはこの穴の状況というのが目につくんですから、これは都市建設課が未然防止に取り組むというんだったら、職員を1人ぐらい専門に置いて、穴の修理、発見に努めるべきじゃないかと思いますが、具体的に未然防止にどのような方法で取り組んでいるのかお伺いします。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 示談に至るまでかなりの時間を要したということにつきましては、直接私どもの担当が当事者と、過失割合につきましてはメール等でやり取りをしております。保険会社につきましては、こうなりましたので、どうですかということで相談をし、それでいいでしょうということになって、過失割合が決定になるということで、交渉につきましては担当課が窓口になっておりまして、ずっとコロナ等がありまして、なかなか直接の面談ができなかったというところもちょっと延びた原因としては考えますが、今回につきましては、当事者と市のほうの過失割合につきましてはの歩み寄りがなかなか見られず、遅くなってしまったということでございます。その点につきましては大変申し訳なく思っております。

それから、未然に発見をし、事故防止を図るということにつきまして、毎回御質問いただいております。私のほうも毎回苦しい答弁をさせていただいているところでございますが、作業員は4人おりまして、週に1回程度は道路の巡回ということでやっておりますが、なかなか

空いてすぐの発見ができるという状況でない場合もあります。穴があれば、その場で補修材で対応しているところですが、市内全域延長もかなり長いというところで、御連絡をいただいたものにつきましてはすぐに対応しておりますが、今回のような結構交通量の多い道路であれば、どなたかから連絡をいただければ、こういう事故にはならなかったのかなというところは考えております。現在の体制でさらに未然に防げるような体制を構築していきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 了解しました。

○議長（渋井由放） ほかに質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、報告第1号は報告のとおりでありますので、御了解願います。

◎追加日程第13 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第11号）について）

○議長（渋井由放） 追加日程第13 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第11号）について）を議題とします。

本件について、市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年度一般会計補正予算（第11号）を3月28日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めるものであります。

一般会計補正予算（第11号）につきましては、歳入歳出をそれぞれ2億8,709万9,000円増額し、補正後の予算総額を132億2,094万6,000円とするものであります。

今回の補正予算は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費及び子育て世帯臨時特別給付金事業費について、令和4年度においても受付期間が設けられていることから、令和4年度の給付に必要な繰越明許費を追加したものであります。そのほか、地方消費税交付金及び特別交

付税等の額の確定に伴う歳入の増額が生じたことから、必要な予算を調整したものであります。

では、主な内容を御説明申し上げます。

まずは歳出であります。

総務費は、財政調整基金積立金の増額を計上したものであります。

民生費は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費の令和3年度分事業完了による減額を計上したものであります。

そのほか、交付金等の確定に伴い、財源振替を計上したものであります。

次に、歳入であります。

地方消費税交付金等の各種交付金及び特別交付税は、額の確定に伴う増額であります。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の額の確定に伴う増額及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金の令和3年度分事業完了に伴う国庫補助金の減額を計上したものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、御承認くださりますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 歳出の住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業費というのが減額になっておりまして、国の国庫補助金の減額に伴うものだというふうになっているんですが、簡単に言うと、当初の予定では前の金額、6億9,255万6,000円だったものが、どうして今回2,150万円の減額を見たのか。対象の世帯の人数を多く見積もってしまったということなのかどうか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 今の平塚議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回、非課税世帯の補正を専決させていただいた部分につきましては、3月末、28日現在の執行状況で精査したものでございますが、今回の補正予算2,150万円の減額でございます。

まず、大きなところでは交付金が2,000万円の減額、それから消耗品費、印刷製本費もろもろの事務費については150万円の減額ということになっております。合わせて2,150万円の減額でございます。

まず、交付金の対象数でございますが、非課税世帯対象者が、こちらからもう既にリストで

渡っている方へプッシュ型で交付する世帯が2,726件でございました。そのうち非課税世帯が2,403件、家計急変申請が14件、DV関係の申請が4件ということで、合計2,421件が非課税世帯対象のうち、執行したものでございます。率で申し上げますと88.2%に上ります。それが3月28日現在の執行状況ということでございます。

交付金は概算で国のほうに要求しておりましたので、今回、予算書の7ページに追加の繰越明許費補正ということで載せさせていただいています。執行状況から見まして、ここにある4,151万1,000円の繰越しにつきましては、現在も申請を受け付け中でございます。ということで、そのうち3,790万円を交付金として繰り越しておりまして、その残り361万1,000円は事務費ということで繰越しをさせていただいております。

なお、4月末現在で執行状況を申し上げますと、非課税世帯の対象者もいろいろ状況を勘案しまして申請等も受け付けた中で、当初2,726件でしたが、2,727件というふうになります。それから家計急変、DV等も申請が増えておりまして、合計で非課税世帯対象者のうち、2,569件の執行になりました。率で申し上げますと、93.4%まで執行しております。そういった方々への執行を踏まえて、繰越額を概算で繰越しをさせていただきました。

まだまだ5月いっぱい、それから最終的には9月までの申請となってまいりますので、窓口にも数件、電話の問合せ等も来ておりますので、こういった繰越額をこれからの対応で執行していきたいと思っていますので、大体の方々は申請に来ていただいています。5月には一度、再通知をさせていただいて、申請を促しておる状況でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それが予算書の17ページの2,150万円の減額になっておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 内容は、大体そういうことだということが分かりました。

しかし、新型コロナウイルスの型がどんどん変わっているのかどうか分かりませんが、毎日のように陽性者が出ている状況ですけれども、市当局としては、今の状況をどんなふうにつまえて、今までと同じような3密を避けるとか、いろいろな対応をすることかということは分かるんですが、少ない人口にしてはあまりにも毎日のように出ている。300人ぐらいになるまでにかかなり時間がかかったのに、600人を超えるのには短期間にどんどん増えまして、もう700人に手が届くところまで来ちゃっているという状況なんです。これについてどのように対策本部では受け止めて、そして対策をこれから講じようとしているのか、その辺の対策の事情、内容について御説明をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 基本的な感染対策はここ数年やっておりますが、さらに感染対策を徹底した上での、あとは自己責任による行動ということを中心に今のところ動いておりますので、さらなる市内においてのクラスター等の発生時には新たな対策が必要になるかと思いますが、現段階におきましては、基本的な感染対策を講じることで抑制につなげていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） それは分かるんですが、県のそういう指導も受けながら、向こうではなかなか情報を開示してくれない問題もあるので、簡単にはいかないと思うんですけども、市民に対してはできる限り、こういうことで行政のほうで取り組んでいるんだと、市民の皆さんにもぜひ、さらにこういう点で強力な抑制対策に協力してほしいというアプローチが必要かなと思うんですが、その点もう一度確認しておきたいと思います。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 議員の御意見にもあるとおり、さらなる抑制対策に向けて、コロナ感染症対策に向けては本部としても改めて再検討しまして、対応策を講じていきたいと思っています。

○16番（平塚英教） ありがとうございます。

○議長（渋井由放） ほかにございますか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） まず、予算の関係なんですが、16ページの商工費の観光施設費で財源を振り替えましたね。300万円。国庫補助金がマイナスになり、一般財源を300万円プラスとしたわけですが、これはなぜ国庫補助金が交付されなくなったのか、その理由です。

この歳入を見ますと、商工観光関係の国庫補助金はのっていないですよ。これは多分、社会福祉費補助金ですか、2,150万円ほど今回減額していますが、この中の一部を活用して山あげ会館の運営費に使ったのかなと思ったんですが、この辺のいきさつについて1点お伺いします。

それと、今気がついたんですが、先ほどの平塚議員の質問の例の新型コロナの関係ですけれども、私、3月に相当各所歩きました。その中で、3月の半ば頃でしたか、にこにこ保育園の先生が感染したために子供を保育園に出すことができないと。それで、父親が会社を休んで2人の子供を子守りしていたわけなんです。それで苦情を言われたんですが、これは誰が補償してくれるのかということだったんです。このことについてはこれまでどのような説明をされていたのか、それも含めて、これからはあるかもしれませんよ、このことについてどう考え

ているのかお伺いします。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 今、予算の財源振替の部分について御質問をいただきましたので、お答えしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、令和3年度、国の経済対策として行ってまいりまして、今年度の交付限度額は4億326万4,000円になります。そのうち令和3年度で充当いたした金額が、事業に対して交付金を充てたものが2億1,637万5,000円となります。その差引きの1億8,600万円は、令和4年度で執行する金額でございます。

この財源振替については、約30以上の事業を各課で行っていただきました。臨時交付金をどの事業に充てたかというところで、全額充てている事業もあれば、当然、交付実績、交付額の確定によって充てているものもありますので、そのプラス、あるいは減額という形になっておりますから、その辺は予算書のほうでは民生費、商工費等の減額、プラスというふうになっておりますけども、交付金をどこに充てたかということでの財源振替での調整でございますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 保育施設のほうでコロナが発生した関係で園児を預かることができなくて、預けている保護者が迷惑を被ってしまうという件ですが、確かに今も園児であったり、あと職員のほうでコロナが発生したりしております。いつからいつまで休んでくださいという指示を出しているところですが、そういった際には、保育料とかそういったところでの減免の対応は取っているところですけど、ただ減免の額に対して、預けたほうが当然、保護者も負担は少ないので、できる場所はその辺なんですけど、極力、特に職員については健康管理をしっかりとやっているところですし、あとは園児につきましても無症状で来ていたのが実はコロナだったということもあるので、100%防ぐということは難しいんですが、なるべくそういうことが起こらないように今努力をしているところです。すみません。よろしくお願ひします。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 了解しました。

○議長（渋井由放） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。追加日程第13 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第11号）について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎追加日程第14 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例等の一部改正について）

○議長（渋井由放） 追加日程第14 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例等の一部改正について）を議題とします。

本案について、市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年度法律第1号）等が、令和4年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、那須烏山市税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日付で専決処分をいたしました。ついては、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

主な改正内容を申し上げます。

個人市民税につきましては、公益法人等に対する経過措置の終了に伴い、寄附金税額控除に係る規定を改正するものであります。

次に、固定資産税につきましては、主に4つの改正になります。

1点目は、固定資産課税台帳の閲覧及び証明の手数料に関する改正になります。これは閲覧や証明に供することが適当でない認められた場合に講じた措置に対し、通常と同様に手数料を徴することができるよう改正をするものであります。

2点目は、下水道除外施設に係る特例により、課税基準の割合を5分の4に改正するものであります。

3点目につきましては、新築住宅等に対し、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の適用範囲が拡充したことに伴い、所要の改正を行うものであります。

4点目につきましては、宅地等に対し課する令和3年度から5年度までの各年度分の固定資産税の特例の改正になります。これは新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、令和4年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する商業地の土地について、前年度の税額からの上昇幅を2.5%とするものであります。そのほかは、地方税法等の改正に伴い、項ずれの修正を行っております。

なお、詳細につきましては、税務課長から説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

○税務課長（高濱裕子） それでは、私から主な改正内容を説明いたします。お手元の議案書の2枚目の新旧対照表を御覧ください。なお、税目ごとに改正内容を説明いたしますので、ページが飛ぶことがあります、御了承願います。

初めに、個人市民税の改正について御説明申し上げます。

新旧対照表の1ページの第34条の7につきましては、寄附金税額控除の改正になります。この改正内容は、平成20年度に公益法人の制度改革が行われ、その後、所得税法施行令において平成26年度より経過措置が設けられ、7年が経過したことにより削除するものであります。

次に、固定資産税の改正となります。

1ページの第73条の2及び第73条の3につきましては、固定資産税課税台帳の閲覧と、固定資産税課税台帳基礎事項に係る証明書の手数料の改正になります。これらはただし書の規定の追加であり、住所が明らかにされることにより、人の生命等に危害を及ぼすおそれがあると認められた場合、その他当該部分またはその写しを閲覧に供することが適当でない認めら

れた場合に、当該部分に総務省令で定める措置、住所に代わる事項等を講じたもの、またはその写しを閲覧に供することができるものとし、措置を講じた場合にも手数料を徴することができるものと改正するものであります。

続きまして、2ページの附則第10条の2につきましては、国が一律に定めた内容を地方公共団体が地域の実情に応じ自主的に判断し、条例で決定できる仕組みで、わがまち特例と呼ばれています。

改正内容は、第2号で、下水道除外施設に係る特例であり、対象を、令和4年4月1日以降に供用が開始され、公共下水道の排水区域内の工場等において当該供用が開始された日の以前から事業を行う者が、当該工場等に除外施設を設置したことにより、固定資産税の課税標準の割合を4分の3から5分の4に改正するものであります。なお、3項から15項は、地方税法附則15条各項の加除に伴う項ずれを整理したものであります。

次に、2ページから3ページの第10条の3につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について改正するものであり、第9項及び第11項を改正するものであります。

これは省エネ改修工事を行った住宅に係る特例で、カーボンニュートラル実現に向け、現行の省エネ基準の平成25年10月1日の施行日を踏まえ、対象住宅を平成26年4月1日以前から所在する住宅へ拡充し、対象を「熱損失防止改修工事」から「熱損失防止改修工事等」へと改正を行うものであります。

具体的には、窓、床、天井、壁などの断熱解消工事にかかる費用が60万円を超えるもの、または断熱改修工事にかかる費用が50万円を超えるものでありまして、太陽光発電施設、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置工事にかかる費用と合わせて60万円を超えるものが対象となっております。

続きまして、3ページの第12条につきましては、宅地等に対して課する令和3年度から5年度までの各年分の固定資産の特例の改正を行うものであります。新型コロナウイルス感染症等の影響への対応としまして、令和4年度に限りまして、負担調整措置費等により税額が増加する商業地の土地について、前年度の税額からの上昇幅を2.5%とするものであります。

続きまして、4ページを御覧ください。これは令和3年3月、条例第29号の税条例等の一部を改正する条例の改正となり、第48条は法人市民税の関係で申告納付に関する改正となります。これは租税特別法、地方税法の項ずれを反映するための改正となっております。

最後に、4ページから5ページを御覧ください。施行日は令和4年4月1日施行で、第2条は固定資産税に関する経過措置となっております。

以上で、議案第2号の説明とさせていただきます。

○議長（渋井由放） 以上で、市長の提案理由の説明及び詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 今、詳細説明があったわけですが、相対的に見て、改正する前と改正した後、どんなふうに変わるのか変わらないのか、その辺の具体的な中身、もう1回説明をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 高濱税務課長。

○税務課長（高濱裕子） 税制がどのように変わるかということですが、4分の3から4分の5に改正することにつきまして、こちらは対象資産が新たに下水道が整備されたことにより、除害施設の設置業務が生じるもの、こちらが取得する償却資産に限定しております。ですので、今のところ該当になるものはございません。

以上です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） これ税条例が極めて難解なんです、要は今回の条例、あまり本市の場合は該当するものがないようなんですが、これは今回の改正の中で具体的に税金が増えるんですか、減るんですか。もしこのぐらい増える、このぐらい減るという概算が出ていましたら、その額について伺います。

○議長（渋井由放） 高濱税務課長。

○税務課長（高濱裕子） 今回は影響のほうはございません。あるとしますと手数料のほうなんですけれども、DV被害者の方は住所が分からないように工夫をして証明を出していただいて、それに対してお金をかけてもいいですということが影響するぐらいかなと思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 了解しました。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。追加日程第14 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例等の一部改正について）、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時42分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎追加日程第15 議案第3号 那須烏山市副市長の選任同意について

○議長（渋井由放） 追加日程第15 議案第3号 那須烏山市副市長の選任同意についてを議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第3号について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在空席となっている副市長に熊倉精介氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

熊倉氏は昭和36年生まれの満60歳、宇都宮市にお住まいの方です。

熊倉氏は、昭和59年3月、埼玉大学を卒業、同年4月に栃木県に奉職されて以来、38年間、行政事務の執行に尽力をされておりまして、その能力と実行力は顕著なものであります。

栃木県では県民生活部広報課長、教育委員会事務局総務課長、総合政策部次長兼市町村課長、人事委員会事務局長の要職を務められ、令和3年からは会計局長として活躍された方でありま

す。

熊倉氏は、栃木県政全般に加え、市町村行政についても幅広い経験と深い見識を有する適任者でありますので、那須烏山市副市長に選任いたしたく、市議会の皆様の御同意をお願いするものであります。

なお、御同意いただいた後は、6月1日付で選任したいと考えております。

何とぞ慎重に御審議の上、御同意くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（渋井由放） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

14番中山五男議員。

〔14番 中山五男 登壇〕

○14番（中山五男） ただいま上程されました議案第3号、那須烏山市副市長の選任同意についてであります。私は選任同意すべきとの立場から賛成討論を行います。

熊倉精介氏の経歴につきましては、先ほどは川俣市長の提案理由の中で説明がありましたとおり、栃木県で重要な役職を歴任され、行政経験が豊富な人材であることは御理解いただいたものと存じます。

さらに、熊倉氏は平成7年に当時の通商産業省産業政策局に派遣され、栃木県と国とのパイプ役を担う経験もされております。また、栃木県におきましても重要なポジションに配置されていることが多かったことから、市町村課では当時の旧烏山町、南那須町からの派遣職員、そして市からの派遣職員に御指導をいただいておりますことから、多数の那須烏山市職員との交流経験もお持ちであり、既に那須烏山市とは深い縁がある方です。その熊倉氏から御指導をいただいた職員の1人が、当菊地議会事務局長と聞いております。

今回の副市長職への栃木県職員の登用は、過日、私が一般質問の中で申したとおり、かねてより私の待ち望んでいたところであります。外部からの人材投入は、執行部と議会との間により緊張感が生まれ、よりよい市政運営が期待される場所であります。

さらに申します。熊倉氏は、本市が今、緊急かつ重要な課題を多く抱えている中にあることを知りながら、あえて本市副市長就任を承諾されたことは、御本人の並々ならぬ覚悟があつてのことと受け止めており、私はその心意気を高く評価すべきと存じます。

以上の理由から、熊倉氏の副市長選任議案に全議員の方々の御賛同をいただきたく、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（渋井由放） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。追加日程第15 議案第3号 那須烏山市副市長の選任同意について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎追加日程第16 議案第4号 那須烏山市監査委員の選任同意について

○議長（渋井由放） 追加日程第16 議案第4号 那須烏山市監査委員の選任同意についてを議題とします。

ここで、10番相馬正典議員の退席を求めます。

〔10番 相馬正典 退席〕

○議長（渋井由放） 市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第4号について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、那須烏山市議会議員の改選に伴い、新たな議員を監査委員として選任したく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

このたび、市議会からは相馬正典氏が選出されました。相馬氏は、総務企画常任委員会委員長、議会運営委員会委員長の要職を務められ、議会運営に通じ、人格が高潔で、市の財政管理、

経営管理等に、行政運営に関し優れた識見を有する方であります。温厚篤実で、人格識見ともに監査委員にふさわしい相馬氏に本市の監査委員を務めていただきたく、議会の同意をお願いするものであります。

御審議の上、御同意くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件は、議会からの選出の人事案件ですので、本案件に対する質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、本案に対する質疑討論を省略し、採決いたします。

追加日程第16 議案第4号 那須烏山市監査委員の選任同意について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

10番相馬正典議員の入場を許可します。

〔10番 相馬正典 入場〕

○議長（渋井由放） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 2時52分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、この臨時会の日程は全て終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日開催されました第2回臨時会は、議会改選後、初の議会であります。本臨時会は、正副議長及び各常任委員会委員長の選任のほか、市民からも提出されました議案につきまして慎重に審議を尽くされ、ここに全部の審議を終了することができました。各位の御協力に対し、深く敬意を表するところです。

私も新議長として円滑な議会運営のために努力してまいりたいと考えているところでございます。

今後とも特段の御支援、御協力を賜りたくお願い申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

○議長（渋井由放）　これで令和4年第2回那須烏山市議会5月臨時会を閉会いたします。
大変お疲れさまでした。

[午後 2時54分閉会]

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和4年8月30日

臨時議長 中山 五 男

議長 渋 井 由 放

署名議員 高 木 洋 一

署名議員 福 田 長 弘